



各 位

平成 28 年 4 月 26 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役社長 相川 哲 郎  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長  
黒井 義博  
( T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6 )

## 特別調査委員会の設置について

当社製軽自動車の型式認証取得の問題に関し、昨日、外部の専門家から構成される特別調査委員会を下記のとおり設置することを取締役会で決定いたしましたので、お知らせいたします。

お客様をはじめ、株主、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 特別調査委員会設置の経緯

2016 年 4 月 20 日付け「当社製車両の燃費試験における不正行為について」でお知らせしましたとおり、当社製軽自動車の型式認証を取得した際に、当社が国土交通省へ提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたこと、国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたこと(以下「本件問題」という。)が判明しました。そこで、当社は、本件問題について、客観的かつ徹底的な調査を行うため、独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置いたしました。

### 2. 委員の選任および活動内容

#### (1) 特別調査委員会の構成

特別調査委員会は、当社と利害関係を有しない以下の委員で構成されております。よって、特別調査委員会の独立性・中立性が阻害される要因はありません。なお、特別委員会の調査には、技術知見のある有識者にも参画いただくことを検討しております。

委員長 弁護士 渡辺恵一(元東京高等検察庁検事長)

委員 弁護士 坂田吉郎(弁護士)

委員 弁護士 吉野弦太(弁護士)

#### (2) 活動内容

特別調査委員会は、当社からの委嘱により、以下の活動を行います。

- ①本件問題の事実関係の調査(関連書類・データの調査及び関係者への聴取を含む。)
- ②本件問題に類似した不正の存否及び事実関係の調査

③本件問題に関する原因分析、及び再発防止策の提言

3. 今後の予定

特別調査委員会には、3 ヶ月を目処に調査を実施していただき、調査結果を報告していただく予定です。特別調査委員会から受領した調査結果につきましては、速やかに公表させて頂く予定としております。

(参考)委員の略歴

氏名	略歴	
渡辺恵一	昭和 53 年 4 月 平成 19 年 1 月 平成 23 年 8 月 平成 24 年 8 月 平成 26 年 7 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 3 月	検事任官 大津地検検事正 東京地検検事正 最高検次長検事 東京高検検事長 退官 弁護士登録(銀座中央法律事務所)
坂田吉郎	平成 3 年 4 月 平成 22 年 10 月	検事任官 弁護士登録(弁護士法人坂田法律事務所)
吉野弦太	平成 12 年 4 月 平成 28 年 4 月	検事任官 弁護士登録(のぞみ総合法律事務所)